

条件合意事項（雛形）

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、次の通り合意した。

稼働形態：業務委託（準委任契約）

規約期間	令和〇年〇月〇日～令和×年×月×日
勤務地	基本的にオンラインとする。 但し、甲の求めにより甲ほか甲が依頼する場所において対面により業務を実施する場合あり
月額業務委託費用	別紙のとおり ※対面で業務を行う場合は、国立大学法人筑波大学出張及び旅費に関する規則 (https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/)により、別途交通費を甲から乙に支払うものとする。
支払い期日	当月月末締め、適正な請求書受理後 40 日以内に支払い
業務内容	数年以内に経営人材として自ら起業を目指すことを視野において、（シーズを保有する研究者名）とチームを組んで（研究シーズ名）の研究シーズを基にした大学発ベンチャーの創出活動の支援を行うものとする。具体的な活動の例は以下のとおり。 ① 事業計画策定、事業戦略の立案と実行支援 ② 研究開発費の資金調達に向けた VC、CVC 等との連絡調整及びその支援業務 ③ その他公的資金等の獲得戦略の立案と実行支援 ④ 企業との連携支援業務 ⑤ 上記に付随するイベントや支援プログラムへの参加及び運営 ※業務スタート 2 カ月後を目途に該当する技術シーズを持つ教員とのマッチングの協議を行う。協議が不調の場合は、契約を解除できるものとする。

【本業務の報告義務及び遂行】

1. 乙は、本業務の遂行にあたり、関係諸法令を守り、本業務の進捗状況等

について、甲へ書面にて定期的に行うものとする。

2. 甲は、必要に応じて、本業務の進捗状況等について報告を乙に対し求めることができ、乙は速やかにこれに応ずるものとする。

【契約不適合責任】

1. 乙は、本業務の履行にあたり、大学発ベンチャーの創出の成否に係る責任を負わないものとする。
2. 本条の定めは、法令に基づく請求権（報酬減額請求、損害賠償請求及び契約の解除等）の行為を妨げない。

【再委託】

乙は、本業務の全部または一部を、第三者に再委託できないものとする。

【秘密保持】

1. 甲および乙は、本業務の遂行にあたり相手方より秘密の指定を受けて開示された一切の情報（以下「本件情報」という）を秘密とし、相手方の事前の同意を得ることなく、第三者に開示・提供してはならない。ただし、監督官庁の正当な求めしくは法令の定めに従って開示する場合、受領者（受領者のグループ会社を含む。）の役員・従業員（本業務の遂行上必要な者に限る。）、弁護士、もしくは会計士その他法律上機密保持義務を負う者への開示はこの限りではない。
2. 次のいずれかに該当する場合には前項の本件情報に当たらないものとする。ただし、本件情報のうち、個人情報はこの限りではない。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
3. 乙は、本件情報の守秘義務として次の各号の対応をとるものとする。
 - (1) 乙は、本件情報を秘密として厳に保持し、甲の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に開示・提供してはならない。
 - (2) 乙は、本件情報を本業務以外の為に使用してはならない。
 - (3) 乙は、本業務に必要な最小限度の範囲を超えて本件情報の複製、変更または加工等をしてはならない。なお、当該複製、変更または加工等により生じた情報も、本件情報に含まれるものとする。
 - (4) 乙は、本件情報を、事前に甲へ申請し甲の許可を得た場合を除き、第 2 条に定める作業場所から持ち出さないものとする。

4. 甲が、乙の管理体制、措置等が不十分、または乙が甲の指示する管理事項を遵守していないと判断した場合、甲は、乙に対して、期間を定めて管理体制、措置等の改善を要請することができ、乙がこれに応じない場合、甲は本契約の一部または全部を解除することができるものとする。
5. 第3項第(1)号にかかわらず、乙は、立法、司法または行政機関から法令に基づき本件情報の開示を要求された場合、法律上および実務上可能な範囲で甲に対して要求があった旨を事前に通知した上で、必要最小限の範囲内で本件情報を開示することができるものとする。

【個人情報の保護】

1. 本契約における個人情報とは、甲および乙が本業務を遂行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。
2. 甲および乙は、本業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法および本契約の定めを遵守して、本業務の目的の範囲において個人情報を取り扱い、本業務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。
3. 甲および乙は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という）の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、甲および乙は、個人情報を、本業務の遂行のためにのみ使用、加工、複写等し、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。
4. 甲および乙において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。
5. 甲および乙は、個人情報を本契約の定めに基づき適切に取り扱うものとし、甲は個人情報の適切な取り扱いがなされているか、乙に対する調査を実施することができるものとする。
6. 乙は、個人情報について、本人を含む第三者からその内容の問合せ、開示、訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止等の請求、要望、苦情および相談を受けた場合には直ちに甲にその旨を連絡するものとし、甲の指示に従うものとする。

【知的財産権】

1. 本業務のために乙が作成した成果物または報告書、レポート、資料等

(以下総称して「成果物等」という)に関する特許、実用新案権、著作権(著作権法第27条および28条の権利を含む)、意匠権等の知的財産権およびそれらを取得する権利を含む一切の権利については、発明者主義に基づいて、帰属を甲乙協議の上、決定する。なお、乙は、甲および甲の指定する者に対して、乙に帰属した当該一切の権利および乙の著作人格権を行使しないものとする。

2. 納入物の中に従前より乙に帰属している権利が使用される場合は、乙は、本契約締結前に、甲に対し通知するものとし、乙は当該権利について甲および甲の顧客が納入物を使用するために必要な範囲で甲および甲の顧客に対して無償にて使用許諾するものとする。
3. 乙は甲に対し、前項の成果物等が第三者の有する知的財産権を含む一切の権利を何ら侵害していないことを保証し、万一、第三者との間で知的財産権上の紛争を生じたときは、乙はその責任において解決に当たるものとし、これにより甲が損害を被ったとき、乙はその損害を賠償する。なお、乙に故意または重大な過失がある場合を除き、乙が甲から受領する予定の業務委託費の総額を上限とする。ただし、当該紛争が甲の責に帰すべき場合は、この限りでない。

【契約の解除】

1. 甲および乙は、本契約に定める義務を履行しない場合、相当な期間を定めて是正を勧告し、当該期間内に是正がなされなかった場合には本契約の全部または一部を解除することができる。
2. 甲および乙は、前項にかかわらず相手方が次の各号の一に該当したときは、何ら催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てがあったとき。もしくは、租税滞納処分を受けたとき。
 - (2) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、特別清算手続等の申立てがあったとき。
 - (3) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 支払停止または支払不能の状態に陥ったとき。
 - (5) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - (6) 営業の廃止または重大な変更もしくは解散の決議をしたとき。
 - (7) 主要な株主の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編、その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき。
 - (8) その他、財産ないし信用状態の悪化またはそのおそれがあると認められ

- るとき。
- (9) 前各号の他、甲乙間で本契約を継続することが著しく困難な事由が生じたとき。
 3. 本条の定めは、法令に基づく催告解除権および無催告解除権の行使を妨げない。
 4. 本条による解除権の行使は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

【反社会的勢力の排除】

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていること
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自己または第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲および乙は、自己が現在および将来にわたって反社会的勢力に該当しないこと、ならびに第1項各号の関係を有しないことを確約し、また、第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
4. 甲および乙は、その下請または再委託先業者が前項に違反することが契約後に判明した場合には、直ちに違反した下請または再委託先業者との契約を解除し、または契約解除の為の措置を取らなければならない。

5. 甲および乙は、反社会的勢力への該当性の判断の為に調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。
6. 甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲と乙の間にて締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った当事者は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

【損害賠償】

甲および乙は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合には、これにより生じた通常かつ直接の損害について相手方に対して賠償を請求する（損害を与えたものに故意または重大な過失がある場合を除き、乙が甲から受領する予定の業務委託費の総額を上限とする。）ことができるものとする。ただし、相手方に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでない。

【契約終了後の措置】

本契約が終了した場合、乙は速やかに、貸与物・本件情報の返還等必要な措置を行い、以後使用しないものとする。また、甲および乙は、相手方の指示により本件情報を廃棄または、消去するものとし、この場合、相手方が求めたときは、これが終了したことを証する書面を作成し、相手方に交付するものとする。

【譲渡禁止】

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り本契約上の地位、または本契約により生ずる権利義務の全部もしくは一部について、第三者に譲渡してはならず、また、担保に供してはならない。

【有効期間】

1. 本契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日から 令和×年×月×日までとする。
2. 前項にかかわらず、【秘密保持】の定めは、本契約終了後1年、【契約不適合責任】、【個人情報の保護】、【知的財産権】、【損害賠償】から【合意管轄】の定めは、本契約終了後も有効に存続するものとする。

【協議事項】

本契約に定めなき事項または、本契約の解釈等に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議してこれを解決する。

【準拠法】

本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

【合意管轄】

本契約に関する甲乙間の一切の紛争については、被告の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【支払い方法】

1. 乙は、甲に対し、当月末日を目途に請求書を交付する。
2. 甲は、乙に対し、前項の請求書に基づき、条件合意された各月分の報酬額を適正な請求書を受領した日から起算して40日以内に、乙の指定する銀行口座へ振込み送金の方法で支払う。なお、振込み手数料は、甲の負担とする。
3. 乙が本業務遂行上必要な交通費・宿泊費については、あらかじめ甲の同意を得た場合に限り甲が原則負担するものとする。
4. 条件合意された報酬には、**【知的財産権】**に定める成果物等に関する権利の譲渡対価が含まれるものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学

〇〇〇〇

乙 (住所)
(氏名)

